

# 介護老人保健施設 山梨ライフケア・ホーム料金表(Ⅰ) R6.8～

## (基本サービス費)

| 施設サービス費(Ⅰ) | 介護区分  | 従来型個室    | 多床室       |
|------------|-------|----------|-----------|
|            | 介護度 1 | 717 単位/日 | 793 単位/日  |
|            | 介護度 2 | 763 単位/日 | 843 単位/日  |
|            | 介護度 3 | 828 単位/日 | 908 単位/日  |
|            | 介護度 4 | 883 単位/日 | 961 単位/日  |
|            | 介護度 5 | 932 単位/日 | 1012 単位/日 |

### ※注意※

すべて 1 割負担で掲載してあります。

2 割負担は 2 倍、3 割負担は 3 倍となります。

市町村から送付されている介護保険負担割合証  
をご確認ください。

## (その他加算)

| 加算名                               | 単位数                  | 算定要件   |
|-----------------------------------|----------------------|--|
| ★初期加算(Ⅰ)(Ⅱ)                       | 30 単位/日              | 入所起算日から 30 日以内の期間(Ⅱ)30 単位<br>急性期医療を担う一般病棟入院後 30 日以内に退院し入所した場合は(Ⅰ)60 単位   |
| ★短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)(Ⅱ)            | 258 単位/日             | 入所日から 3 ヶ月以内の個別リハビリ実施(Ⅱ)200 単位<br>その上 1 月に 1 回評価し厚労省へ情報提供、計画の見直しを行っている場合(Ⅰ)258 単位  |
| ★リハビリテーションマネジメント<br>計画書情報加算(Ⅰ)(Ⅱ) | 33 単位/月              | リハビリテーション実施計画の情報を厚労省へ提出し活用している場合(Ⅱ)33 単位<br>その上口腔衛生管理加算(Ⅱ)、栄養マネジメント強化加算を算定し、多職種が情報を共有・<br>見直し等を行った場合(Ⅰ)53 単位                           |
| ★科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)                | 40 単位/月              | 入所者の情報を厚労省へ少なくとも 3 か月に 1 度提供し活用した場合(Ⅰ)40 単位<br>その上疾病状況等の情報も加えた場合(Ⅱ)60 単位   |
| ★在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)               | 51 単位/日              | 算定式により算定した数が 40 以上であること  |
| 協力医療機関連携加算                        | 5 単位/月               | 協力医療機関と連携し定期的に情報共有する会議を行った場合<br>その他必要要件を満たした場合 100 単位(R7.3 まで)   |
| 高齢者施設等感染対策向上加算                    | 5 単位/月               | 指定した医療機関より 3 年に 1 回実地指導を受ける(Ⅰ)5 単位 その上、協力病院と感染症<br>発生時等の連携・体制が確保され、研修等 1 年に 1 回参加している場合(Ⅰ)10 単位  |
| ★安全管理体制加算                         | 20 単位/回              | 安全対策を実施する体制が整備されていること。入所時 1 回のみ算定  |
| 口腔衛生管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)                    | 90 単位/月              | 歯科医、歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る計画を作成し技術的助言及び指導を<br>月に 2 回以上行っている場合(Ⅰ)90 単位 厚労省に情報を提供した場合は(Ⅱ)110 単位   |
| ★栄養マネジメント強化加算                     | 11 単位/日              | 栄養状態を把握しマネジメントを行う  |
| 経口移行加算                            | 28 単位/日              | 医師の指示に基づき他職種が経管により食事を摂取している入所者に経口による食事の摂<br>取を進めるための計画を作成し支援を行った場合   |
| 経口維持加算(Ⅰ)(Ⅱ)                      | 400 単位/月             | 摂食障害を有し誤嚥が認められる入所者に対して医師の指示に基づき多職種が観察、会議を<br>行い経口による継続的な食事をとるための計画作成及び管理栄養士による栄養管理を行っ<br>た場合(Ⅰ)400 単位 多職種による観察、会議に医師等が参加した場合(Ⅱ)+100 単位 |
| 療養食加算                             | 6 単位/食               | 医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合(1日3回を限度)  |
| 退所時栄養情報連携加算                       | 70 単位/回              | 低栄養状態または特別食を必要とする入所者の情報を退所先の医療機関に提供した場合<br>1 月に 1 回を限度   |
| 再入所時栄養連携加算                        | 200 単位/回             | 入院後、再入所時に特別食が必要な入所者へ施設管理栄養士と医療機関の栄養士が連携し栄<br>養管理を行った場合   |
| 外泊時費用                             | 362 単位/日             | 入所者が居宅に外泊した場合(月 6 日を限度) 居宅サービス提供時は 800 単位  |
| 入所前後訪問指導加算(Ⅰ)(Ⅱ)                  | 450 単位/回             | 入所前 30 日前又は入所後 7 日以内に自宅を訪問し方針の決定を行った場合(Ⅰ)450 単位<br>生活機能の具体的な改善目標を定め退所後の支援計画を行った場合(Ⅱ)480 単位   |
| 退所時情報提供加算(Ⅰ)(Ⅱ)                   | 500 単位/回             | 居宅へ退所し情報提供した場合(Ⅰ)500 単位<br>医療機関へ退所し情報提供した場合(Ⅱ)250 単位   |
| 入退所前連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)                    | 400 単位/回             | 退所前に在宅担当介護支援専門員へ必要な調整を行った場合(Ⅱ)400 単位 さらに入所後<br>30 日以内に居宅介護支援事業者と連携し利用方針を定めた場合(Ⅰ)600 単位   |
| 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)(Ⅱ)                | 120 単位/月             | 認知症の入所者が 5 割以上、研修を修了した者 1 名以上チームで取り組む場合(Ⅱ)120 単位<br>その上専門的なチームケアを実施し定期的な評価・計画の見直しを行った場合(Ⅰ)150 単位                                       |
| 新興感染症等施設療養費                       | 240 単位/日             | 厚労省が定める感染症に感染した利用者に対し入院調整等を行う医療機関を確保し、適切な<br>感染対策を行った上で対応した場合 1 月に 1 回 連続する 5 日間を限度  |
| 所定疾患施設療養費(Ⅰ)(Ⅱ)                   | 239 単位/日             | 肺炎、尿路感染、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全に対し診断、投薬、検査、注射、処置等<br>を実施した場合(Ⅰ)239 単位 医師が感染症対策の研修を受講している場合(Ⅱ)480 単位  |
| 緊急時治療管理                           | 518 単位/日             | 入所者の病状が重篤となり救命医療が必要となる場合に緊急的な治療管理<br>としての投薬、検査、注射、処置を行った場合 1 月に 1 回、3 日を限度   |
| ターミナルケア加算                         | 72 単位/日              | 死亡日 45～31 日前に終末期ケアを行った場合   |
|                                   | 160 単位/日             | 死亡日 30 日～4 日前に終末期ケアを行った場合  |
|                                   | 910 単位/日             | 死亡日前日及び前々日に終末期ケアを行った場合   |
|                                   | 1900 単位/日            | 死亡日に終末期ケアを行った場合  |
| ★サービス提供体制強化加算(Ⅲ)                  | 6 単位/日               | 勤続年数 7 年以上の割合が 30% 以上  |
| ★介護職員等処遇改善加算                      | 所定単位数に 7.1%<br>乗じた単位 | 介護職員の資質向上と労働条件の改善を進めるもの<br>これまで 3 加算での取得が R6.6 月～1 本化となる   |

## 介護老人保健施設 山梨ライフケア・ホーム料金表(Ⅱ)

### (その他の費用)

| 居住費 | 段階区分 | 従来型個室    | 2、4人部屋 | 対象となる人(世帯全員が非課税世帯)  |
|-----|------|----------|--------|---------------------|
|     | 1段階  | 550円/日   | 0円/日   | 高齢福祉年金受給者、生活保護受給者等  |
|     | 2段階  | 550円/日   | 430円/日 | 非課税世帯 市町村基準による      |
|     | 3段階① | 1,370円/日 | 430円/日 | 非課税世帯 市町村基準による      |
|     | 3段階② | 1,370円/日 | 430円/日 | 非課税世帯 市町村基準による      |
|     | 4段階  | 1,800円/日 | 460円/日 | 上記に該当しない方、市町村民税課税世帯 |
| 食費  | 1段階  | 300円/日   |        | 食材料として              |
|     | 2段階  | 390円/日   |        |                     |
|     | 3段階① | 650円/日   |        |                     |
|     | 3段階② | 1,360円/日 |        |                     |
|     | 4段階  | 2,100円/日 |        |                     |

※R6年8月～居室代が変更されました。

### 『負担限度額認定について』

老人保健施設入所サービス及び(介護予防)短期入所療養介護を利用するときに『負担限度額認定証』を提示すると

食費・居住費のご利用者負担が軽減されます。

※非課税世帯とは、世帯全員が市町村民税を課税されていない方を指します。

※預貯金が(現金、有価証券なども含む)一定額を超えている場合は、軽減の対象外になります。

※ご自身の負担がどの段階に該当するかは、お住まいの市町村にてご確認ください。

| 内容        | 料金             | 内訳                          |
|-----------|----------------|-----------------------------|
| おやつ代(希望者) | 80円/日          | コーヒー、紅茶、和菓子、洋菓子等            |
| 日用品費(希望者) | 300円/日         | タオル、おしぼり、バスタオル、歯ブラシ等        |
| 教養娯楽費     | 実費             | 趣味材料費、年間行事等                 |
| 理美容費      | 2,200円～6,200円  | 調髪 2,200円 毛染め 4,000円        |
| 私物洗濯物     | 550円/袋 (税込)    | セーター等は特別洗濯となり別料金がかかります      |
| 文章作成費     | 3,000円～10,000円 | 特養提出書類 3,000円 保険会社 10,000円等 |
| 特別な療養室    | 1,650円/日(税込)   | 個室、2人部屋                     |
| 電気器具使用料   | 70円/日          | カセットデッキ、電気毛布等               |
| テレビ使用料    | 170円/日         | 電気使用料を含む                    |
| 携帯電話使用料   | 50円/日          | 充電料金として                     |
| 予防接種費     | 3,000円～        | インフルエンザ、肺炎球菌等               |